最新判決情報

2023 年

〔3月裁判所 HP 公開分〕

●朔北カレー事件

知財高裁 令和5年3月9日					
令和 4(1	令和 4(行ケ)10122 審決取消請求事件				
対象 商標	原告:㈱北都 被告:特許庁長官 本願商標 朔北カレー	判決要旨: 本願商標の「朔北」は、「北の方角」「北方の地」を表す語として理解され、具体的な地域を表すものとは理解されないなどとして、この部分を要部としつつ、引用商標の「サクホク」とは、称呼(=共通)による識別性が、外観及び観念(=異なる)による識別性を上			
	引用商標 サクホク (標準文字)	回るとはいえないとして、非類似と判断された。 コメント: 被告による、「朔北」の文字は我が国において一般に親しまれた語とはいい難い一種の造語であるとの主張は、これが多数の辞書類に掲載された単語であって、ゲーム内のイベントクエストや小説の題名等にも用いられることのあるものであること、「朔北」は一般			
結論	非類似 (商標法 4 条 1 項 11 号)	に良く知られた文字を組み合わせた単語といえること、などを理由に採用されなかった。			

●マレーシア国の監督用又は証明用の印章又は記号事件

	3 / J / H
令和 4(行ケ)10101	審決取消請求事件

当事者 原告:ジャバタン ケマジャン イスラム マレーシア(シェャキム)

被告:特許庁長官

対象 商標 本願商標

知財高裁 令和5年3月7日



経済産業省 平成 26 年告示第 196 号



商標法 4 条 1 項 5 号該当 結論

判決要旨:

原告が、マレーシア国の法律に基づく政府機関であって、 財産処分権限及び管理権限を有する法人であるとしても、 本願商標は、パリ条約の同盟国、世界貿易機関の加盟国 の政府の監督庁又は証明用の印章又は記号のうち経済 産業大臣が指定するものと同一の商標であって、その印章 又は記号が用いられる商品と同一又は類似の商品につい て使用するものであるから商標法 4条1項 5号に該当す るとされた。

コメント:

商標法4条1項5号は、上記に係る商標を不登録事由と して掲げている。この点、許可を得た者による出願について も、その登録をしなければならないことを根拠付けるものは 見当たらないとされた。

●ハートデンキサポート事件

●ハートナンイッホート争件					
知財高裁 令和5年2月22日					
令和 4(1	令和 4(行ケ)10093 審決取消請求事件				
当事者	原 告 : (株)ハート・インターナショナル	判決要旨:			
	被告:特許庁長官	①本願商標の構成中の「デンキサポート」の部分は、自他			
対象商標	本願商標 ハートデンキサポート (標準文字) 第 37 類「電気設備設置工事」 等	役務識別標識としての機能がないか又は希薄な部分と認識され、「ハート」の部分がより強く自他識別標識として認識される、②「heart」の語は我が国においてもよく知られた平易な英単語であり、本願商標の構成中の「ハート」とは称呼及び観念が共通する、③商標を使用するに当たり、商標の構成文字について同一の称呼及び観念が生じる範囲			
引用商標 HEART (標準文字) く、いずれも	内で、アルファベット文字表記を平仮名、片仮名表記にした り又はその逆にしたりする文字種の変換は珍しいことではな く、いずれも標準文字で文字種が異なってもその点による 差異は強い印象を与えるものではない、などとされ総合的				
結論	類似 (商標法 4 条 1 項 11 号)	に類似と判断された。			
		コメント: 本願商標の「デンキサポート」が、役務(電気設備設置工事等)の内容、質を表すと認識されるため、「ハート」の部分を抽出して類否判断がおこなわれたケースである。			

●X 型十字図形事件

●X 型十字図形事件					
知財高裁 令和5年2月22日					
令和 4(1	令和 4(行ケ)10095 審決取消請求事件				
当事 教 商標	原告:西田通商㈱ 被告:特許庁長官 本願商標 第 25 類「履物」等 引用商標 ①	判決要旨: 本願商標及び引用商標の2件につき、外観上の相違点は、需要者に与える印象、記憶、連想等における共通点に比較してささいな点であり、殊更強い印象を与えるものではなく、需要者の記憶に残るものともいえない、指定商品の履物、運動用特殊靴等の需要者は一般消費者であって、取引の際に払われる注意力はさほど高いとはいえない、などとしてそれぞれ外観上類似とされた。			
結論	類似 (商標法 4 条 1 項 11 号)				

●丸忠事件

知財高裁 令和5年3月6日

令和 4(ネ)10091 商標権侵害差止等請求控訴事件

当事者

控訴人:㈱丸忠山田

被控訴人: 예つふぎ 館丸忠

山田石材店

対象 商標 本件各商標権

ほか

各被告標章



ほか

結論

権利濫用

判決要旨:

被控訴人は50年以上にわたり継続的に、漢字の「忠」を丸で囲 んだ標章等を使用してきた点、控訴人は平成17年7月頃から 被控訴人と同様に墓石等の販売の事業を行うようになった点、 などの事情を考慮の上、控訴人は本件各商標権の登録出願が されてから 10 年以上が経過した後になって、本件各商標権とは 何ら関係のない事柄をきっかけとして、被控訴人に対し本件各 商標権に基づく権利行使に及んだものとみるのが相当であるとし て、商標権行使は権利濫用であるとされた。

●バーキン、ケリー立体商標事件

東京地裁 令和5年3月9日

令和 3(ワ)22287 損害賠償請求事件

当事者

原告:エルメス アンテルナショナル 被告:(株)ナオインターナショナル

対象 商標

原告商標権











被告商品

(1)





結論 侵害

(商標法 38 条 2 項等)

判決要旨:

被告商品の形状は、原告商標権に係る商標の 特徴を全て備えているとして類似とされた一方、 両者商品の販売価格やサイズにおける相違が 及ぼす影響もなお無視し得ないなどとして、被告 商品の利益の額に対する原告商標の貢献割 合については8割(2割の限度で覆滅)を認める のが相当とされた。

また、被告が原告商品には使用されない安価な 合成皮革等を用いた商品を販売した点につき、 これは高級ハンドバッグとしての原告商品や原告 ブランド価値すなわち信用を毀損するもので、こ れによる原告の無形損害の額は100万円を下ら ないとされた。

コメント:

原告商標権はいずれも商標法3条2項適用の 立体商標である。

●BroadWiMAX 事件

東京地裁 令和5年2月16日				
令和 4(「	令和 4(ワ) 23588 発信者情報開示請求事件			
当事者	原告:㈱Link Life	判決要旨:		
	被告:KDDI傑	ウェブサイト上で本件標章が付された広告が公開さ		
対象		れ、その広告の URL のリンク先が原告とは無関係の		
商標	Dragord	ウェブサイトであることを前提事実に、本件商標と本件		
1-3 1/2	Brodd	標章とは外観において類似し、称呼及び観念も同一		
	WiMAX	であるとしてそれぞれ類似と判断され、結果として、原		
		告は、本件発信者情報の開示を受けるべき正当な理		
	本件標章	由があるとされた。		
	BroadWiMax			
		コメント:		
結論	侵害	対象となるそれぞれの商標(標章)は、外観も類似す		
	(プロバイダ責任制限法 5 条 3 項等)	るとのことである。		

●医療用医薬品形態事件

東京地裁 令和 4 年 12 月 20 日

令和 2(ワ)19198 不正競争行為差止等請求事件

当事者 原告:アストラゼネカ㈱ 被告:日本ジェネリック㈱ 対象 原告商品 商標 保管時形態

使用時形態



被告商品 保管時形態



使用時形態



結論 非侵害

(不競法2条1項1号等)

判決要旨:

周知な商品等表示に化体された他人の営業上の信用を自己のものと誤認混同させて顧客を獲得する行為を防止する不競法2条1項1号の趣旨目的に鑑みると、商品の形態が取引の際に出所表示機能を有するものではないと認められる場合は、特定の出所を表示するものとして特別顕著性又は周知性があるとはいえず、商品等表示にも当たらないとの枠組みが示された。その上で、本件の需要者である医師・薬剤師は有効成分や銘柄等を明確に認識したうえで、また患者は一般に先発・後発薬のいずれを希望するのか述べるにとどまるなどとして、医療用医薬品の選択に当たり、原告商品の形態によって出所を識別するものではなく、これは取引の際に出所表示機能を有するものではないから、商品等表示には該当しない判断とされた。

コメント:

本件訴訟の実質は、後発薬の参入を阻害するために、不正競争の名の下に、既に期間満了した知的財産権(特許権)による保護期間の永続的な延長を求めるものであり、公正な競争を確保するという不競法の目的から逸脱するものであるため、本件は不競法を適用する余地がないとする被告の主張については、各知的財産法が権利や法的利益を定めており、本件も直ちに不競法そのものの適用を否定するのではなく、同法の解釈適用において上記事情を踏まえた判断がされるべき、などとして採用されなかった。